

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

働き方改革？人手不足。ブラック企業？助けて下さい

◎どこの税理士事務所も、年明けから年末調整、法定調書作成、償却資産の申告を1月31日までにして、その後は2月1日から3月15日まで個人の確定申告の作成提出及び12月決算法人の申告と多忙を極めております。その間、毎月の巡回監査が遅くなっていますこと、誠に申し訳ございません。



◎当事務所も人手不足のため募集しておりますが、1月から3月15日の間は夜遅くまで残業せざるを得ませんので人気がないのです。税理士になって独立しようという心構えのある学生が少ないのです。一般的に安定して休みがあり給与もそこそこいいという風習でしょうか。今はコンビニに行けば何でも揃っていますので一人でも生活できます。私は料理、洗濯、何も出来ませんが早く結婚したかったのですが、今の若い人は結婚はあまり望みませんね。総体的にハングリー精神が欠けているように感じます。日本は、10年20年30年後は貧しい国になるのでしょうか？

◎どうか、このような状態ですので出来るだけ早く帰宅させ、日曜日には休ませたいので、確定申告の書類等は**必ず2月末までに届けて下さいますよう**に重ね重ねお願い申し上げます。日曜日でも仕事なら、就職したくない、ブラック企業だと言われるのでご協力の程宜しく申し上げます。現在居る従業員はよく仕事の理念を理解してくれています。この社員を守るためにもお客様にお願い申し上げます。



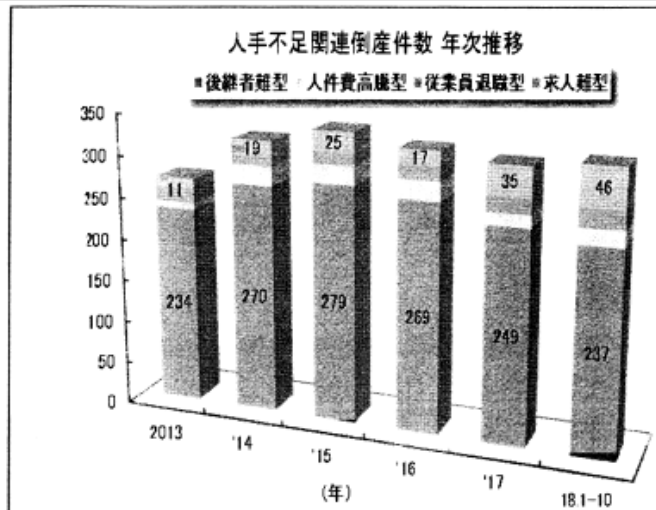
◎このような状態ですので、書類等に不備がある場合は、不本意ながらお断りせざるを得ないこともございますので、ご理解とご協力の程、心からお願い申し上げます。

増加が続く「人手不足」関連倒産

厚生労働省が10月30日発表した9月の有効求人倍率(季節調整値)は、前月より0.01ポイント高い1.64倍だった。1974年1月以来、44年8カ月ぶりの高水準で中小企業を中心に人手不足が深刻度を増した。

2018年1-10月の「人手不足」関連倒産は324件(前年同期比20.4%増)と、増勢が続く。調査を開始した2013年以降で最多の2015年(340件)の件数を上回る勢いだ。

出典：「2018年を振り返って上」『TSR情報 熊本県版』2018年12月17日号P8。(株)東京商工リサーチ



◎どこの経営者の方も悩んでおられることと察します。難しい時代になりましたね。厚生労働省の2018年10月30日の発表によると(本当かな?)、平成30年1月から10月の人手不足関連倒産は324件(前年同期比20.4%増)と増勢が続く、調査を開始した2013年以降で最多の2015年(340件)の件数を上回る勢いです。

『確定申告に必要な書類』をお知らせします

確定申告時期に入りました。昨年の12月に当事務所より「確定申告のご案内」を送付しておりますが、改めて『確定申告に必要な書類』をお知らせ致します。

**なお、2月20日を過ぎましたのご依頼につきましては、特別料金を頂きますので、何卒ご理解下さいますよう重ねてお願い申し上げます。余裕を持った適正な申告を行うため、皆様のご協力をよろしくお願い致します。**

**詳しくは送付いたしました「確定申告のご案内」をご覧ください。担当者までお問い合わせください。**

1. 所得金額の計算に必要なもの

- ①売上帳簿、収入明細(請求書、領収証等)
  - ②仕入帳、経費帳等、支払明細(請求書、領収証、JA購買等)
  - ③現金出納帳、預金通帳のコピー、手形帳等
  - ④棚卸表(在庫表)
  - ⑤給与台帳(給与支払明細)
  - ⑥牛の売却証明書
  - ⑦固定資産税・不動産取得税の明細書、納付領収証
  - ⑧源泉徴収票
- ※他に給与・年金(農業者年金も含まれます)・報酬を受け取られている方等



2. 所得控除に必要なもの

- ①扶養親族の氏名・生年月日・所得の有無・同居の有無
- ②配偶者の氏名・生年月日・所得の有無
- ③生命保険・地震保険料の控除証明書
- ④小規模企業共済掛金の証明書(領収証)
- ⑤健康保険料の支払金額、国民年金等の控除証明書



3. 申告に必要なもの

- ①所得税確定申告書・決算書・消費税申告書等  
※昨年電子申告されていない方のみ届きます
- ②納付書(振替納税をされていない方のみ届きます)
- ③前年度の確定申告書・決算書の控え

4. 住宅ローン控除を利用される方

- ①土地・家屋の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本
- ②土地建物の売買契約書・工事請負契約書、増改築の場合は増改築工事証明書のコピー
- ③住民票の原本(平成30年1月1日以降のもの)
- ④金融機関から交付を受けた「住宅取得に係る借入金の年末残高証明書」の原本
- ⑤源泉徴収票の原本

5. 医療費控除・寄付金控除及び雑損控除を利用される方

- ①医療費控除の明細書・健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」
- ②セルフメディケーション税制の適用を受けられる方は領収証又は明細書
- ③保険会社・市町村役場等からの医療費補填金、保険金等の明細
- ④寄付金の証明書(寄付した団体等から交付されたもの)
- ⑤源泉徴収票
- ⑥り災証明書及び災害復旧費用の領収証等

**※詳しくは次のページの『熊本地震により被害を受けられた方の雑損控除』をご覧ください**

6. 平成30年中に土地、建物等を譲渡、贈与等された方

- ①土地・建物等の譲渡契約書(コピー)・収用等証明書
- ②譲渡代金の入金明細(通帳、証書等)
- ③取得費等の明細、譲渡費用の明細
- ④源泉徴収票
- ⑤相続税の申告書控え(延納・物納申請書も)



熊本地震により被害を受けた方の雑損控除

地震により被災され所得税法上の雑損控除を適用されている方で前年までの所得金額から控除しきれない金額がある方については今回の申告でも雑損控除を適用することができます。(32年申告31年分まで適用可)30年中に熊本地震における災害関連支出がある場合には、関連書類のご用意をよろしくお願い申し上げます。

※災害関連支出の定義

(1) 災害により住宅家財等が滅失し、損壊し又はその価値が減少したことにより当該住宅家財等の取壊し又は除去のための支出その他の付随する支出



(2) 災害により住宅家財等が損壊し又はその価値が減少した場合その他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日(熊本地震の場合でやむを得ない事情がある場合に限り3年。通常は1年を経過した日)の前日までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出

- イ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
- ロ 当該住宅家財等の原状回復のための支出
- ハ 当該住宅家財等の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

(3) 災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

確定申告納期限について

確定申告はお早めに



確定申告の時期となりました。期間内(平成31年の場合は3月15日まで)に確定申告できなければ「期限後申告」となります。遅れた日数分、延滞税(年利最高14.6%)をあわせて支払う等場合によっては無申告加算税(最高20%)を納める必要が生じます。延滞税や無申告加算税は、本来の納税額に上乗せして納付する罰則的な税金です。

青色申告の方は、確定申告の期限に遅れると、青色申告65万円控除が受けられなくなるなどのペナルティが課されます。

税目	確定申告の相談と申告書の受付期間	納期限	振替日振替納税の場合
所得税及び復興特別所得税	平成31年2月18日(月)～平成31年3月15日(金)	平成31年3月15日(金)	平成31年4月22日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成31年1月4日(金)～平成31年4月1日(月)	平成31年4月1日(月)	平成31年4月24日(水)
贈与税	平成31年2月1日(金)～平成31年3月15日(金)	平成31年3月15日(金)	

参照HP: 政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201301/1.html>

ソリマチ会計王・給料王 なんでも無料相談会

当事務所お客様限定にて、ソリマチ製品をご検討中の方にご使用中の疑問等、なんでも“無料”かつ“個別対応”でお答えします。※先着制  
日時: 平成31年2月16日(土)  
場所: 未来税務会計事務所3階会議室  
時間: ①10:00~11:00 ②14:00~15:00  
メールでの申込となりますのでご注意ください!!  
申込先: mirai2030-ide@memoad.jp 担当: 出(イデ)



今年も無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。  
日時: 平成31年2月13日(水) 11:00~16:00の中での1時間  
※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。 ※詳しくは別紙にて  
※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

毎週水曜は無料相談日

相続 贈与 開業 経営 支援

096-368-2030



チラシ配布希望者は担当者まで♪

企業シリーズ262

“りとるきっちゃん”と小貫麗プロのご紹介

基本はイタリア料理ですが、色々ミックスしながら幅広いメニューを作っています。ご家族連れでもゆっくりとおくつろぎいただける広々とした個室もあります。

どうぞお気軽にお越し下さい。

【住所】熊本市中央区誉山2丁目13-95 HIDEOビル1-1  
【TEL】096-387-2621  
【営業時間】18:00~23:30 23:30オーダーストップ(金土祝前日)18:00~24:30 24:30オーダーストップ  
【店休日】日曜日 【駐車場】10台  
【席数】約ナナ六席/ブース12席/個室2室

おぬき うらら 小貫麗 プロ  
女子プロゴルファー QTRank25  
熊本県出身・熊本国府高卒業  
生年月日 1999.05.22  
双子座のB型の明るい女子です!  
応援よろしくお願い致します!!  
スポンサー募集中です!

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106  
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639  
<http://www.mirai-town.net/>